

被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16の規定に基づき、広島県における令和3年度の被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 虐待案件の受理状況

受理件数	内訳	
	虐待該当	非該当
10 件	1 件	9 件

2 被措置児童等虐待の状況

ア 被害児童について

性 別	
男 子	女 子
2 名	0 名

年 齢 階 級			
乳幼児	小学生	中学生	高校生
名	2 名	名	名

イ 虐待の種類

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
件	件	1 件	件

ウ 施設種別等

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設等
件	1 件	件	件

施設職員等の職種
児童指導員

3 県が講じた措置

計画提出（再発防止計画）、口頭指摘	1 件
	件
	件